

## 元請けの皆様 対応はお済ですか？

## アスベスト対策

昨年、工事を行う前にアスベストの有無の調査報告が義務付けされました。

令和4年4月1日から、建築物等の解体等を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果を都道府県等に報告する必要があります。

新

令和5年10月1日から、調査報告は有資格者が行う必要があります。

### 必要な資格

レベル3(発塵の少ない工事)に関しては下記2つがあれば外注は不要になります

#### 1: 石綿作業主任者

アスベストに関する作業するために必要  
18歳以上なら受講制限なし 講習+終了試験

#### 2: 建築物石綿含有建材調査者

アスベストの事前調査をするために必要  
建築課程学校卒業か 規定年数の実務経験  
もしくは 上記石綿作業主任者修了者  
一般、戸建、特定の3区分がある 講習+筆記試験

石綿の有無の

解体・改修・各種設備工事の  
受注者の皆さまへ

### 事前調査結果の報告が 施工業者(元請事業者)の 義務になります!

2022年4月1日着工の工事から適用

#### 事前調査とは?

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際は、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿(アスベスト)の使用の有無の調査(事前調査)を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。  
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト(裏面参照)でも情報を掲載しています。

#### 事前調査結果の報告とは?

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者(元請事業者)が労働基準監督署と自治体(自治体への報告は大气污染防治法に基づくもの)に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。(対象工事は裏面参照)
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム  
<https://www.shiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開予定で、公開までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます。  
※システムの利用にはgピスID(gピスアプリ)またはgピスエントリーが必要で、gピスIDの発行手続きは  
<https://gble-id.go.jp/top/>



パソコン・スマホから  
24時間報告できます

#### 事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

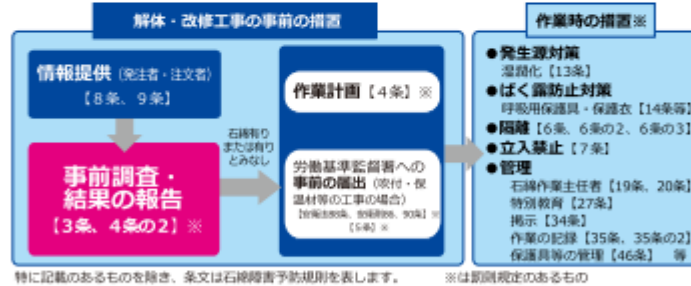
以下に該当する工事は報告が必要です。(石綿が無い場合も報告が必要です。)

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物(建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修(※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外装補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研削・穿孔(穴開け)等を行うものをさします。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。(なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。)  
・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)  
・配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く)  
・地中設備、貯蔵設備(設備を貯蔵するための設備を除く)  
・発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)  
・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル  
・プラットフォームの上層、鉄道の軌の地下式構造部分の壁・天井板

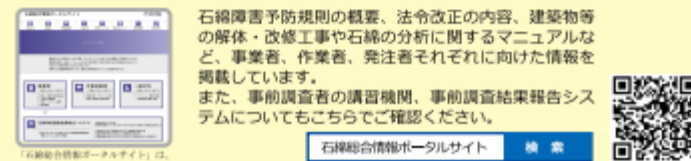
#### 事前調査結果を踏まえた工事の実施(石綿障害予防規則の規制概要)

事前調査の結果、石綿有りの場合(または有りとみなす場合)は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。 ※は罰則規定のあるもの

#### 詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



石綿総合情報ポータルサイト

対象工事は 解体部分の床面積が80㎡以上の解体工事  
および 請負金額が100万円(税込)以上の解体、改修工事

\* 石綿調査費用は請負金額に含みません